

改正後

改正前

【平成〇〇年分】 保証債務の履行に関する 譲渡先に関する明細書 （確定申告書付表）		譲渡者 住所	氏名	電話番号 ( )	
		関与 住所 税理士	氏名	電話番号 ( )	
保証債務の明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	保証債務の内容	債務を保証した年月日 年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円	
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日 年月日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 円	
求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日 年月日	求償権の行使不能額 円	④のうち既に支払を受けた金額 円		
保証債務を履行するため譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期	
	資産の所在地番				
	資産の種類				
	資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)
	譲渡先住所又は所在地				
	譲渡先氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)	
	譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日	
	譲渡資産を取得した時期	年月日	年月日	年月日	
	譲渡価額の総額	円	円	円	
	譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額	円	円	円	
求償権の行使不能額（上の⑥の金額）	円	円	円		
各種所得の合計額	総所得金額（申告書B第一表の⑩の金額）（注1）	円	円	円	
	分離課税の短期譲渡所得の金額（申告書第三表の⑮の金額のうち、短期譲渡所得の金額）	円	円	円	
	分離課税の長期譲渡所得の金額（申告書第三表の⑯の金額のうち、長期譲渡所得の金額）	円	円	円	
	株式等に係る譲渡所得等の金額（申告書第三表の⑰及び⑱の金額）	円	円	円	
	山林所得金額（申告書第三表の⑳の金額）	円	円	円	
	退職所得金額（申告書第三表の㉑の金額）	円	円	円	
	合計	円	円	円	
求償権が行使不能となった事情の説明					

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書B第一表の「⑩+(⑮+⑯)× $\frac{1}{2}$ 」の金額となります。  
 2 「各種の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。  
 3 「⑩」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑩×××円」と二段書きしてください。詳しくは、税務署におたずねください。  
 (資6-12-A.4統一)  
 (平成19年分以降用)

【平成〇〇年分】 保証債務の履行に関する 譲渡先に関する明細書 （確定申告書付表）		譲渡者 住所	氏名	電話番号 ( )	
		関与 住所 税理士	氏名	電話番号 ( )	
保証債務の明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	保証債務の内容	債務を保証した年月日 年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円	
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日 年月日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 円	
求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日 年月日	求償権の行使不能額 円	④のうち既に支払を受けた金額 円		
保証債務を履行するため譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期	
	資産の所在地番				
	資産の種類				
	資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)
	譲渡先住所又は所在地				
	譲渡先氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)	
	譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日	
	譲渡資産を取得した時期	年月日	年月日	年月日	
	譲渡価額の総額	円	円	円	
	譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額	円	円	円	
求償権の行使不能額（上の⑥の金額）	円	円	円		
各種所得の合計額	総所得金額（申告書B第一表の⑩の金額）（注1）	円	円	円	
	分離課税の短期譲渡所得の金額（申告書第三表の⑮の金額のうち、短期譲渡所得の金額）	円	円	円	
	分離課税の長期譲渡所得の金額（申告書第三表の⑯の金額のうち、長期譲渡所得の金額）	円	円	円	
	株式等に係る譲渡所得等の金額（申告書第三表の⑰及び⑱の金額）	円	円	円	
	山林所得金額（申告書第三表の⑳の金額）	円	円	円	
	退職所得金額（申告書第三表の㉑の金額）	円	円	円	
	合計	円	円	円	
求償権が行使不能となった事情の説明					

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書B第一表の「⑩+(⑮+⑯)× $\frac{1}{2}$ 」の金額となります。  
 2 「各種の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。  
 3 「⑩」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑩×××円」と二段書きしてください。詳しくは、税務署におたずねください。  
 (資6-12-A.4統一)  
 (平成19年分以降用)